岡山県南広域都市計画地区計画及び鴨方都市計画地区計画の変更(1/3)(浅口市決定)

岡山県南広域都市計画占見新田地区計画を浅口広域都市計画占見新田地区計画に名称を改め、 次のように変更する。

名 称		占見新田地区計画					
位置		金光町占見新田地内					
面積		約5.2 ha					
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標	本区域は、金光町の中心よりやや西に位置し周囲を鉄道、河川、 道路に囲まれた田園地帯であり、自然環境を生かし工業団地とし て今後工場の建設が行われる区域である。 このため地区計画の策定により公共施設の一体的整備と建築 物等の規制、誘導を積極的に推進し、工業団地としてふさわしい、 良好な環境の形成と合理的な土地利用を図り、住工混在により発 生する都市環境悪化を防止し、便利で安全なまちづくりを目標と					
	土地利用の方針	する。 住宅と工場を適正に配置し、周辺環境へ配慮しながら居住環境と生産環境が調和したまちづくりを進める。 1. 主として住宅の環境を保護すべき区域を「住宅区域」とする。 2. 住宅の環境を保護しつつ、工場の利便を増進させる区域を「工場区域」とする。					
	地区施設の整備の方針	良好な工業団地としての発展を期するため、区画道路(9の整備を行い、居住環境を保護するため緩衝緑地(2ヶ所) 置に努める。					
	建築物等の整備の方針	工場区域では、工場建設の妨げとなる住宅を排除し、建築物の 建て詰まりを避け、適正な敷地規模を確保するため敷地面積の最 低限度を定め。建築物の秩序化と周辺の自然環境との調和を図る ため、壁面の位置等の規制を行う。					

地区整備計画	地区施設の配置及び規模	道路	道路は次のように定める。						
			名 称	幅	幅 員 延		長	備	考
			区画街路	9 m		約860m			
		緑地	緑地は次のように定める						
			名 称		面 積			備	考
			緑地1号		約0.1 ha				
			n 2号 約0.05ha						
			工場区域においては、準工業地域内に建築できる工場及び工場						
	建築	建築物等の用途	関連事務所以外は建築してはならない。 住宅区域においては、建築基準法別表第二(い)項に掲げる建						
	建築物等に関する事項	の制限							
			築物以外は建築してはならない。						
		建築物の敷地面	工場区域においては、建築物の敷地面積の最低限度は500平						
		積の最低限度	方メートルとする。						
		壁面の位置の制	敷地が道路、緑地、隣地又は区域の境界に接する建築物の壁又						
		限	はこれに代わる柱は、1.5メートル以上後退させるものとする。						

## 理由

鴨方都市計画区域に浅口市金光地域を編入し、新たに浅口広域都市計画区域として整備、開発 及び保全を図ることに伴い、都市計画地区計画の名称を変更する。